

栃木県棚田地域振興計画

令和元年 12 月 26 日

第一 棚田地域の振興の目標

栃木県の棚田地域においては、人口減少や高齢化の進行等による担い手の減少により、耕作放棄される棚田が増加している。一方で、棚田オーナー制度や交流イベントの開催等によって棚田の保全を図ったり、美しい棚田の景観を利用した観光の促進により、多岐に渡った地域振興が図られるなど、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

貴重な県民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や農業・農村体験、イベント等の取組を通じた関係人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、同計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

現状においては、棚田地域の振興に資する様々な分野の施策が十分に活用されていないため、今後棚田地域の振興にあたっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図るものとする。

① 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域においては、棚田オーナー制度や農村交流・体験イベントを行っているものの、その参加者が必ずしも移住・定住に結びついていないという実態がある。都市住民や若者などの移住・定住を促進し、棚田の保全の新たな担い手とするため、「地域おこし協力隊」等の制度の活用を促進するとともに、地域の魅力発信による関係人口の創出・拡大に取り組み、更には、空き家の利活用の促進や起業支援などを通じて、住居や働き口を確保し、移住・定住者が安心して生活できるような環境を整備することにより、棚田の保全等の新たな担い手の確保を推進する。

② 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域においては、教育活動の一環として、児童・青少年の自然体験学習や宿泊体験等が考えられる。そうした体験学習等ができる環境の整備や実施に係る負担の軽減を図るため、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

③ 歴史的価値の高い景観等の維持に資する施策

多くの棚田は人の手で造り上げた美しい景観を有している。その景観の維持に資する施策の活用を図る。

④ 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田も増えていることから、棚田の保全を

図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度、農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。また、棚田地域においては、平地に比べ、農地集積が進んでいないことから、農地集積に資する施策を通じて、高齢化が進行する棚田での農作業の効率化を図っていく。さらに、棚田で生産される棚田米を含む農作物のブランド化や加工・販売、加工・販売拠点の施設整備等の促進に資する施策を通じて、農産物の高付加価値化・農業所得向上による地域の活性化を図っていく。

⑤ 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

棚田地域は、平地に比べ、地すべりがおこりやすい地域であり、山腹に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域のネットワークが弱体化していることから、地域の集落維持など地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

⑥ 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域において、十分に活用できていない現状があることから、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手づくりに資する施策の活用を図る。また、観光誘客の促進に向け、棚田の周辺において、トイレや駐車場、外国人向けの案内板等の整備、農家民宿や空き家の利活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、観光客を受け入れる体制を整備する。

⑦ 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有し、青少年の健全な育成に資するものであるとともに観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域における自然体験イベントやエコツーリズムの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、侵入防止柵やわなの設置、藪の刈り払いによる環境整備等の鳥獣対策に資する施策の活用を図る。

県においては、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町や協議会等に対して徹底した情報提供を行うものとする。

2 県独自の支援施策

(1) 魅力ある中山間地域づくり事業

棚田等を含む中山間地域の資源を活用した都市農村交流や地域特産物づくり等に必要な共同利用機械の導入、共同利用施設の整備や改修に対する支援とともに、棚田地域における省力化・労力軽減技術を推進することで、棚田の保全、棚田地域の活性化を図る。

(2) 中山間地域元気創出事業

栃木県中山間地域農村環境保全基金（以下、「中山間基金」という。）を活用し、棚田地域に

における保全活動や都市住民・企業等との協働活動を推進するとともに、棚田地域に人を呼び込むための受入体制づくりや情報発信など、棚田地域住民による自主的な実践活動への支援を通じて、棚田地域の元気創出を図る。

(3) 県単農業農村整備事業

市町等が実施する小規模な農業生産基盤の整備や地域資源の保全などに補助し、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動を支援する。

(4) 栃木の棚田

平成14年3月に、21世紀に残すべき優良な棚田（残したい栃木の棚田21）として、29地区（9市町）を認定した。令和2年度に認定棚田の現地調査を行い、令和3年度以降見直しを行う。

(5) 棚田のPR

地域外からの棚田への訪問を促し、棚田のもつ多様な魅力と、棚田を維持保全するための取組に対する理解を求めることを目的として、県ホームページによる周知やPRチラシ、棚田カードの作成・配布を推進する。

(6) その他の取組

県では、棚田等を含む中山間地域において、地域貢献への関心が高い企業や大学、NPO等のボランティアと地域住民との共同活動の取組を支援している。今後も各種事業を通じて、多様な人材と棚田地域住民とのマッチングを進めることで、棚田の保全、棚田地域の振興を図る。

3 県における推進体制

(1) 栃木県棚田地域振興連絡会議（仮称）の設置

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、総合政策、環境森林、産業労働観光、農政、県土整備、教育委員会等の関係部局職員で構成する「栃木県棚田地域振興連絡会議（仮称）」を設置し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図ることとする。

(2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農政部が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行う。また、県内の棚田地域に関する情報について、広く周知することによって、交流人口・関係人口の増加を図る。

第三 其他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町等からの提案を基に、選定することとする。

ア 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる

- ① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと
- ② 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

イ 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金や中山間基金等も活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組など先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていくものとする。